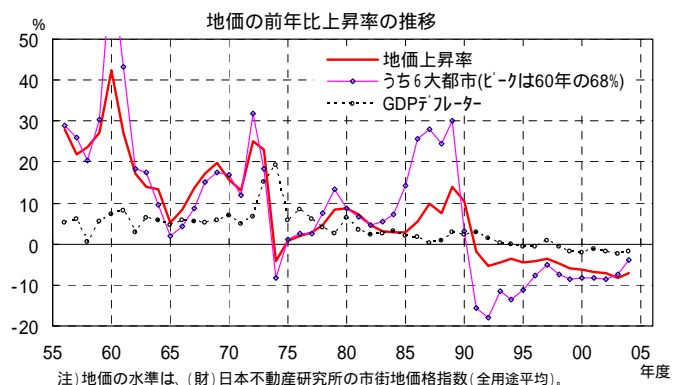
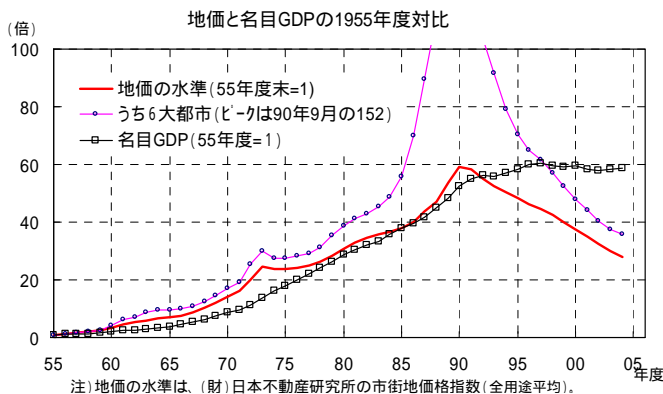


1. 高度成長期 (1955 年頃 ~ 1973 年頃) に関する参考文献

- ・「高度成長の時代」香西泰、日本評論社、1981 年 (日経ビジネス人文庫[2001 年]も)
- ・「日本の金融システム」蠟山昌一、東洋経済新報社、1982 年

2. 間接金融中心の資金供給

- ・設備投資の高水準持続 + 薄い資本 企業部門の資金不足 (第 2 回の資金循環統計参照)
- ・株式・社債市場の未発達 (発行市場に各種規制も存在) 間接金融の優位: オバ・ホ・ロイグ
- ・信用リスク評価機能の偏在 土地担保への安住が可能な環境 (貸出のリスクは限定的)



3. 業態の垣根と役割分担・・・専門銀行主義など

- ・銀証分離 (銀行業と証券業の分離): 証券取引法 第 65 条で分離 米国の影響
- ・長短分離 (長期信用銀行と普通銀行の分離): 金融債を発行、長期プライムレートを決定
- ・銀信分離 (信託銀行と普通銀行の分離): 信託業務を兼営する銀行を限定、貸付信託が大
- ・中小企業金融を担う金融機関: 相互銀行 (現在は無い)、信用金庫、信用組合、労働金庫など
- ・政府関係金融機関、農林漁業金融機関、保証協会、保険会社 (生保と損保の分離)

4. 「護送船団方式」の金融行政

- ・最も船足の遅い船が生き残れる環境 良い銀行は高水準の利益 規模拡大のインセンティブ
- ・金融機関の自由な経営を制限: 大蔵省の免許、店舗行政、通達行政 経営が緩に流れる
- ・合併による破綻処理が可能

5. 預金金利規制

- ・臨時金利調整法: 1947 年の法律が現在も続く。銀行等の預貸金利の上限を設定
- ・公定歩合に連動した金利決定・・・「人為的低金利」説

6. 日本銀行の窓口指導

- ・貸出増加額規制: 信用の総量を直接的に調整しようとするもの。道義的説得とされた
- ・「信用割当」が発生したとする説も

7. メインバンク制度の慣行

- ・株式の持合い・役員への派遣 (相互に監視する筈だが・・・)、「暗黙の契約」説
- ・情報の集中 (不十分なディスクロージャー下では大切) 下位行がメイン行に追従する慣行
- ・経営不振企業への取組み (メインバンクが経営指導に責任を持つという慣行)

8. 狂乱物価の経験と教訓

- ・コクソショック + 列島改造ブーム 低金利政策下でのマネーサプライの過剰供給
- ・これに石油危機が加わり物価急騰 マネーサプライを視野に入れた金融政策への転換

以上

総合政策学科 3 年生の皆さん: 11 月 17 日 (木) の 2 限に 5 階 505 教室で就職ガイダンスを実施します。